

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月8日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也 連絡場所 本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03 (5208) 5947
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型> 日本株式ツインフォーカスファンド<安定成長型>
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型>

日本株式ツインフォーカスファンド<安定成長型>

（以下、両ファンドを総称して「日本株式ツインフォーカスファンド」、「ツインフォーカスファンド」、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また、日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型>を<積極成長型>、日本株式ツインフォーカスファンド<安定成長型>を<安定成長型>ということがあります。）

日本株式ツインフォーカスファンドは、実質的にわが国の株式に投資を行い信託財産の成長を目指す<積極成長型>と、実質的にわが国の株式に投資を行うとともに株価指数先物取引の売建てを活用して株式市場全体の変動による影響を抑えて、中長期的に信託財産の安定的な成長を目指す<安定成長型>の2本のファンドから構成されています。なお、<積極成長型>と<安定成長型>との間でスイッチングが可能です。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

前記金額には申込手数料（当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に2.376%（税抜2.2%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。なお、<積極成長型>と<安定成長型>との間でスイッチングを行う場合には、申込手数料はかかりません。また、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合に

は、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成29年 9月 9日（土）から平成30年 9月 7日（金）まで

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

申込金額とは、取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中における毎営業日受け付けます。

取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の受付となります。なお、取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受け付けない場合があります。また、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消することができます。

取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。（既に取引口座をお持ちの方を除きます。）

収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

<積極成長型>

主としてパインブリッジ日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<安定成長型>

主としてマザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の株式に投資するとともに、わが国の株価指数先物取引を活用し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

<積極成長型>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産() 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<安定成長型>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産() 資産複合	インデックス型 特殊型 (絶対収益追求型)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・国内...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

- ・特殊型（絶対収益追求型）...目論見書または信託約款において、特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの（絶対収益追求型：目論見書または信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるもの）

属性区分表

< 積極成長型 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ
その他資産（投資信託証券（株式一般））	年12回 (毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	アフリカ	
	その他 ()	中近東（中東）	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 安定成長型 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	ブル・ベア型 条件付運用型
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	絶対収益追求型 その他（ ）
その他資産（投資信託証券（株式一般））	年12回 (毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	アフリカ		
	その他 ()	中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

- ・その他資産（投資信託証券（株式一般））...目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式（株式一般...大型株、中小型株の属性区分にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの

- ・年4回...目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
- ・日本...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド...目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズのみ）に投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
- ・絶対収益追求型...目論見書または信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

ファンドの特色

1. わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

<積極成長型> は、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<安定成長型> は、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の株式に投資するとともに、わが国の株価指数先物取引の売建てを行い市場全体の変動による影響を限定し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

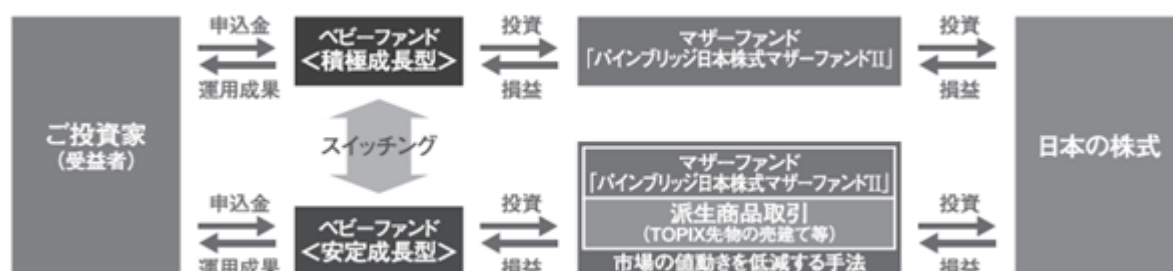
2. <積極成長型> と <安定成長型> の2つのタイプから選択できます。

<積極成長型> は、東証株価指数（TOPIX / 配当込み）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

<安定成長型> は、株価指数先物取引の売建てにより株式市場の変動リスクのヘッジを行い、市場全体の上昇・下落の低減を図りつつ、安定的な収益の確保を目指します。マザーファンドの組入比率は信託財産の純資産総額の70%以上を原則とし、株価指数先物取引の売建ての額はマザーファンドの組入額の100%を基本とします。ただし、株価の変動等を考慮して90%～110%の範囲内で調整するものとします。

<積極成長型> と <安定成長型> の両タイプ間でのスイッチングが可能です。

ファンドの仕組み



※損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

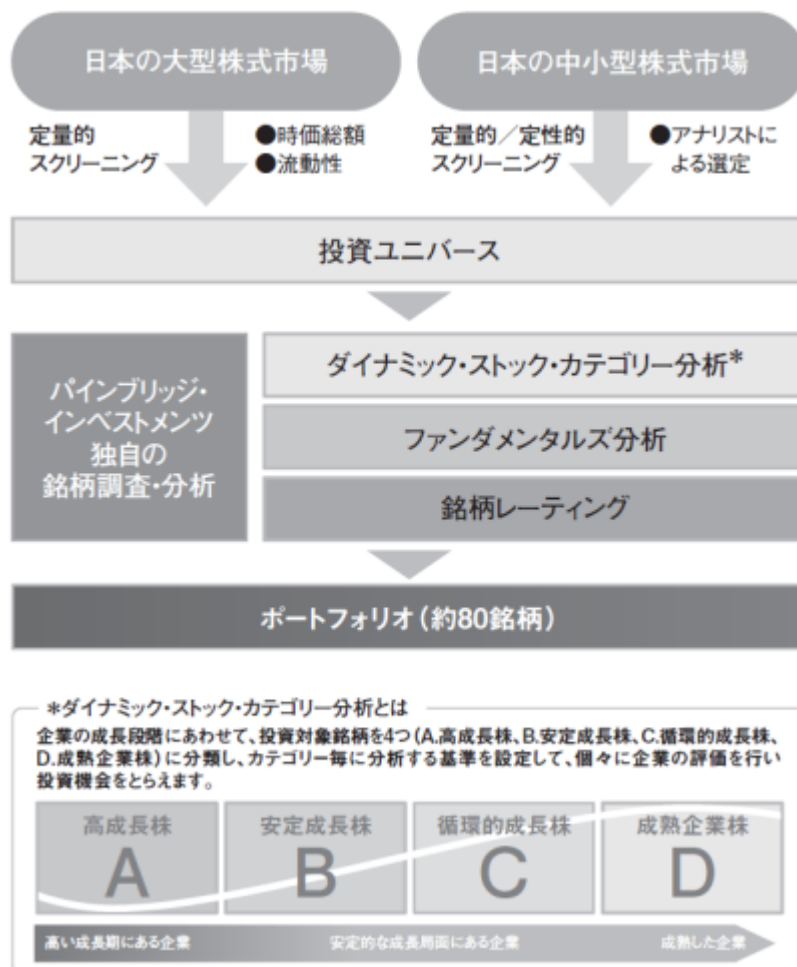
3. 株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって中長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。

当ファンドの実質的な運用を行う「パインブリッジ日本株式マザーファンド」は、企業の成長段階にあわせて評価を行うパインブリッジ・インベストメンツの独自の手法を用いています。

「パインブリッジ日本株式マザーファンド」の運用プロセス

「パインブリッジ日本株式マザーファンド」は、日本株式市場に上場されている銘柄の中から、80銘柄程度を選定しポートフォリオを構築します。

実際の銘柄選定にあたっては、企業の成長段階にあわせて投資対象銘柄を4つに分類し、それぞれカテゴリ毎に分析をする基準を設定して、個々に企業の評価を行うパインブリッジ・インベストメンツの独自の手法を用いています。



4. 毎年3・6・9・12月の各10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

<分配のイメージ図>



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの<安定成長型>が活用する『市場の値動きを低減する手法』について

1.先物を「売る」投資戦略

株式投資には、現在の価格で購入し、将来の価格の上昇を期待して値上りしたら売却する投資手法のほかに、現在の価格で売却しておき、将来の価格の下落を期待して値下がりしたら買戻す投資手法があります。



2.個別企業の株式と株価指数先物を合わせた投資戦略（市場中立戦略）

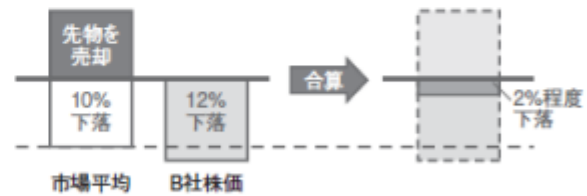
【A社の場合】

TOPIX先物を売却すると、相場下落時でも収益となる場合があります。



【B社の場合】

TOPIX先物を売却しても、相場よりも下落した場合は損失が発生します。



市場の値動き部分のプラスマイナスを打ち消し、個別企業の値動きが市場の値動きと異なる部分のみを残す投資戦略

マーケットニュートラル戦略
(市場中立戦略)

※上記の内容はイメージ図であり、すべての事例を示したものではありません。相場上昇時にも損失が発生する場合があります。またファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

「日本株式ツインフォーカスファンド」の2つのタイプについて

<積極成長型>

東証株価指数（TOPIX／配当込み）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

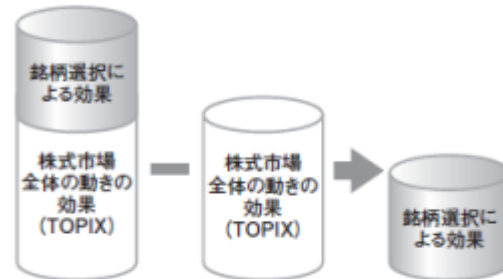
※当タイプでは、「パインブリッジ日本株式マザーファンドII」を高位に組入れ、ヘッジを行わないため、基準価額は株式市場の変動の影響を大きく受けます。期待されるリターンは大きいですが、株価変動リスクも大きくなります。



<安定成長型>

株式市場の変動リスクのヘッジを行い、市場全体の上昇・下落の低減を図りつつ、安定的な収益の確保を目指します。

※当タイプでは、「パインブリッジ日本株式マザーファンドII」の投資成果のうち、株式の銘柄選択による効果が、主な収益源となります。よって、銘柄選択による効果が獲得できなかった場合には損失をもたらします。



※上記の内容はイメージ図であり、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※銘柄選択による効果が獲得できるよう努めますが、必ずしもその効果が常に得られるわけではありません。

<TOPIXとは>

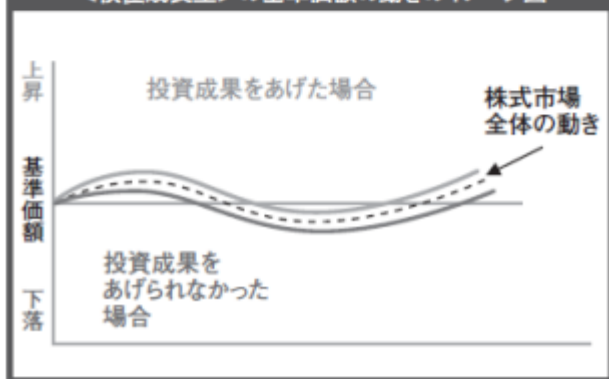
東京証券取引所が算出・公表する日本の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を、1968年1月4日を100として指数化したものです。

当ファンドでは、配当収益も反映した配当込み指数をベンチマークとしています。

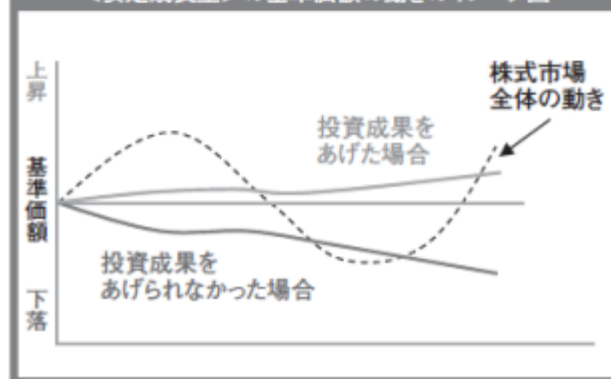
※「TOPIX(東証株価指数)」に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

<2つのタイプの違い>

<積極成長型>の基準価額の動きのイメージ図



<安定成長型>の基準価額の動きのイメージ図

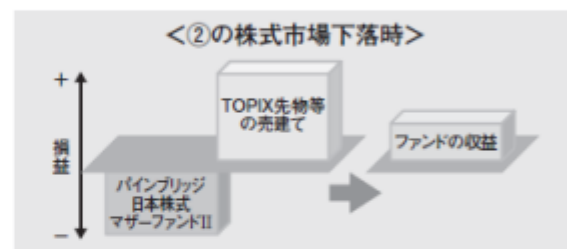
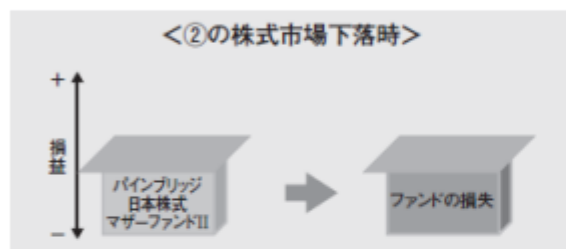
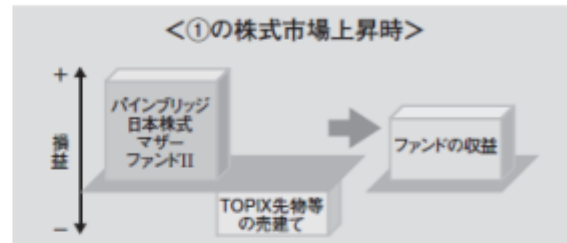
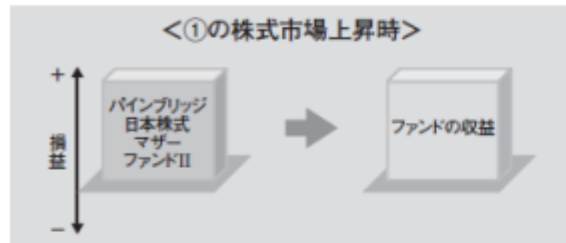
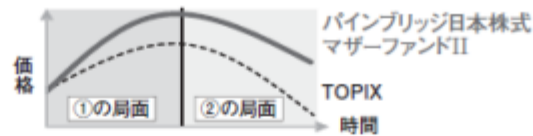


※上記の内容はイメージ図であり、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

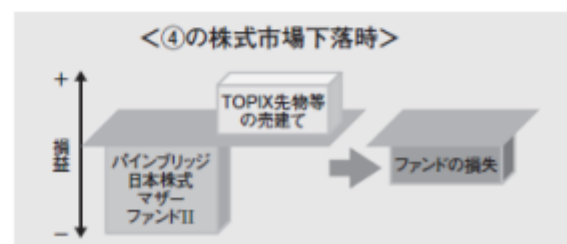
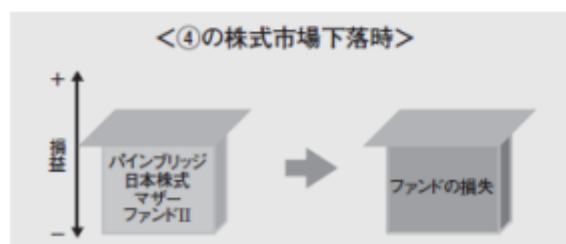
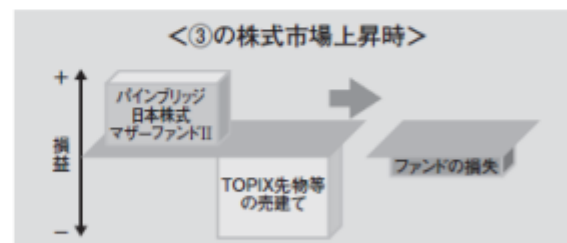
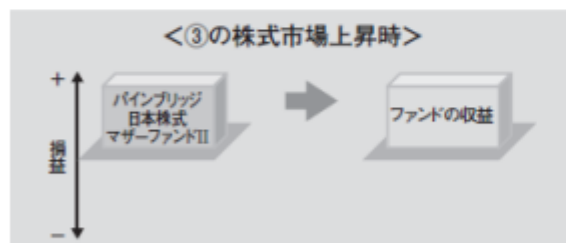
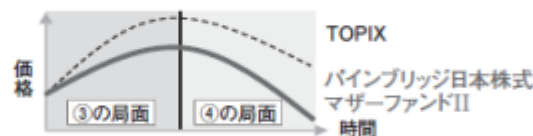
<積極成長型>

<安定成長型>

「パインブリッジ日本株式マザーファンドII」がTOPIXを上回る運用成果をあげた場合のイメージ（一例）



「パインブリッジ日本株式マザーファンドII」がTOPIXを下回る運用成果となった場合のイメージ（一例）



※上記は、「日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型>」および「日本株式ツインフォーカスファンド<安定成長型>」の主要投資対象となる「パインブリッジ日本株式マザーファンドII」の値動きと、TOPIXおよびTOPIX先物等の値動きの関係をご理解いただくために例示したイメージ図です。そのため、すべての事例を示したものではなく、実際の値動き、損益とは異なります。また当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

信託金の限度額

各ファンド、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

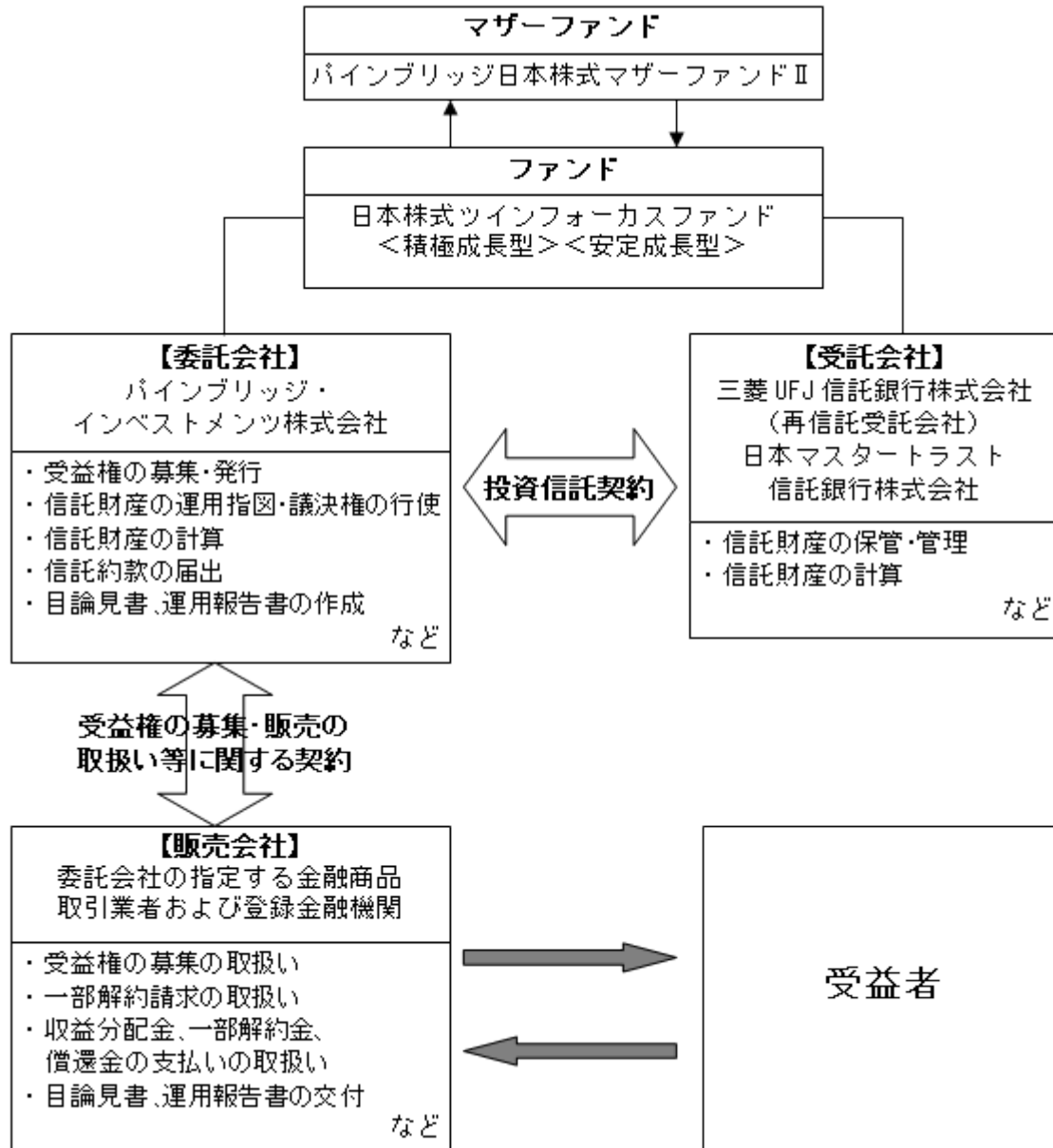
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成20年 7月 3日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額 500,000,000円（平成29年7月末日現在）

・会社の沿革

- 昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
- 昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
- 平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
- 平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問株式会社（AIG投信投資顧問株式会社）に名称変更。
- 平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。
- 平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
- 平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。
- 平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
- 平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・大株主の状況（平成29年7月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型>

基本方針

主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1．東証株価指数（TOPIX / 配当込み）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- 2．株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。
- 3．株式への実質投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 4．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

・日本株式ツインフォーカスファンド<安定成長型>

基本方針

主としてマザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の株式に投資するとともに、わが国の株価指数先物取引を活用し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象

マザーファンド受益証券およびわが国の株価指数先物を主要投資対象とします。

投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって長期的な成長が期待できる株式に投資するとともに、わが国の株価指数先物取引の売建てを行い市場全体の変動による影響を限定し、中長期的に信託財産の安定的な成長を目指します。
2. マザーファンド受益証券の組入比率は、信託財産の純資産総額の70%以上を原則とします。
3. 株価指数先物の売建ての額は、マザーファンド受益証券の組入れの額の100%を基本とします。ただし、株価の変動等を考慮して90%～110%の範囲内で調整するものとします。
4. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
5. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 金銭債権（イ. ハ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ日本株式マザーファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前記21．の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

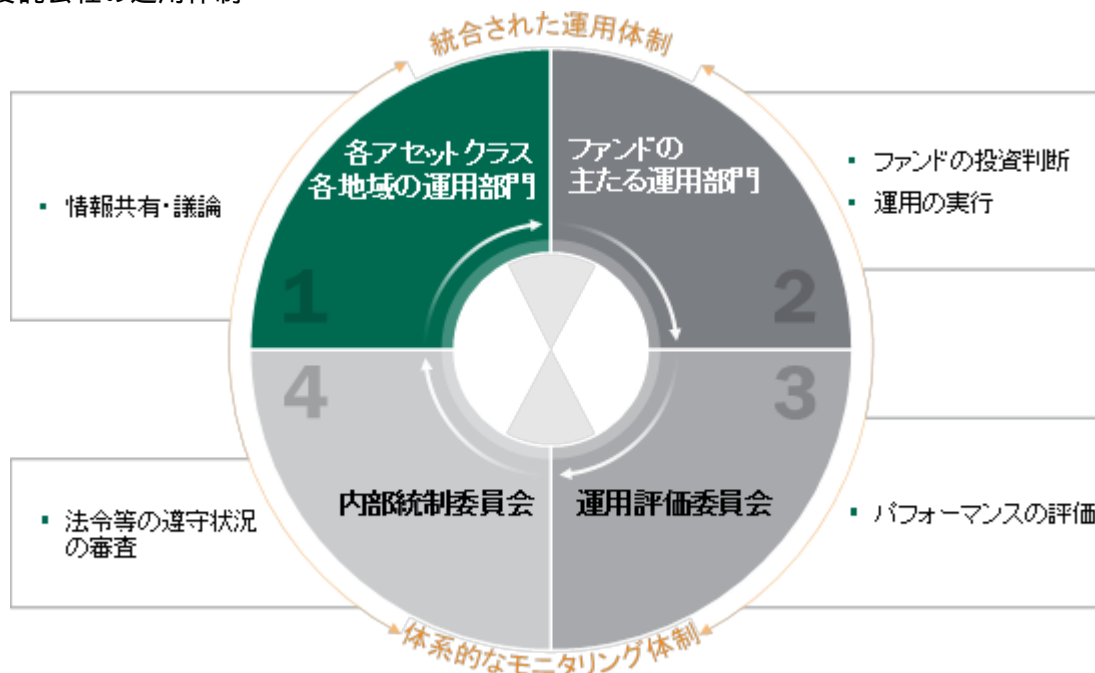
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

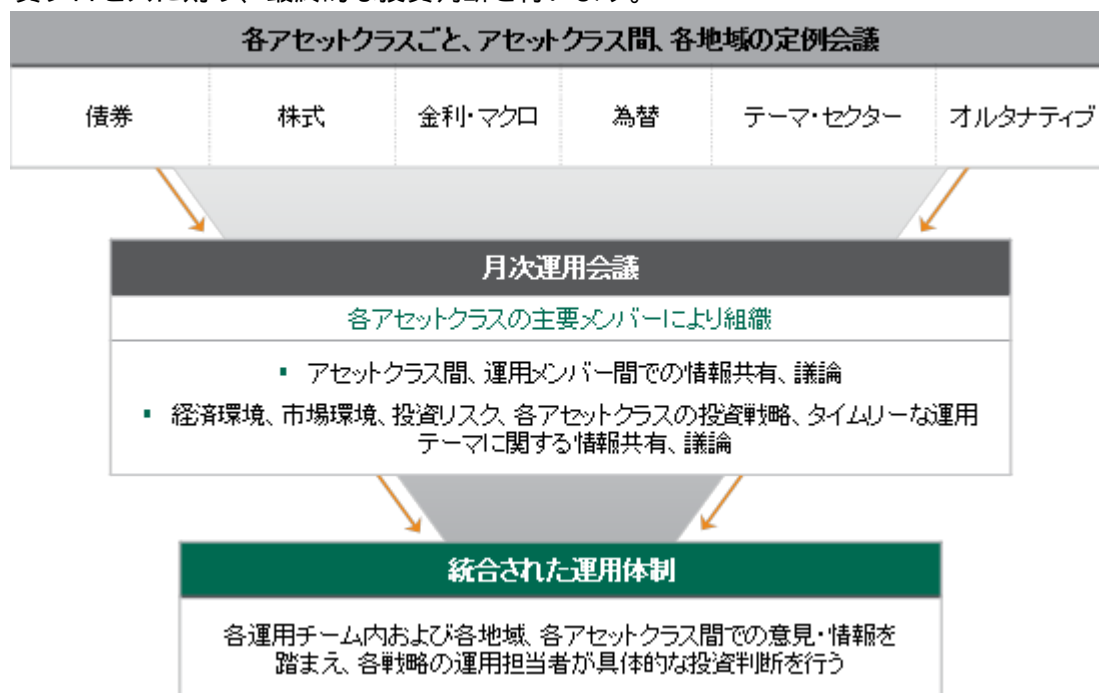
（3）【運用体制】

- ・委託会社の運用体制



- 1．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（10名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- 運用業務部（9名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

- パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 株式運用部

運用担当者：4名、平均運用経験年数：22年

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成29年7月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（4）【分配方針】

年4回の決算時（原則として毎年3月・6月・9月・12月の各10日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- 分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額から、みなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
2. 前記1.の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して、原則として、毎決算日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 前記1.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
4. 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（5）【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの

とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図

<積極成長型>

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<安定成長型>

1. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）マザーファンドの概要

パインブリッジ日本株式マザーファンド の概要

1. 基本方針

主としてわが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

東証株価指数（TOPIX / 配当込み）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタル分析およびバリュエーション分析等によって中長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたっては、当ファンドの内容、リスク等を十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

価格変動リスク

< 積極成長型 >

マザーファンドを通じて実質的にわが国の株式に投資しますが、一般に株式の価格は、経済・社会情勢、発行企業の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、マザーファンドならびに当ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

< 積極成長型 > の基準価額変動のイメージ



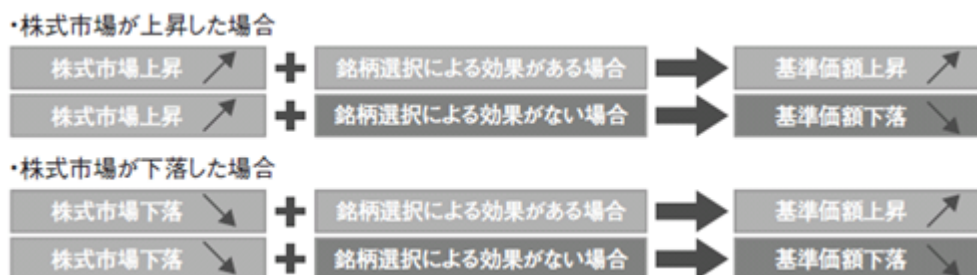
前記の内容はイメージ図であり、すべての事例を示したものではありません。またファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

マザーファンドはアクティブ運用を行いますので、ポートフォリオの動きが必ずしも株式市場と連動するとは限りません。

< 安定成長型 >

実質的にわが国の株式に投資するとともに、株価指数先物取引の売建て等^{*}を活用し、株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指しますので、組入銘柄の値動きにより基準価額が影響を受け変動します。また、実質的に保有する株式の資産価値が上昇しても、株価指数先物取引の売建て等の損益次第では、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。さらに、実質的に保有する株式が下落する一方で株価指数先物取引の売建て等が逆方向に変動した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。

< 安定成長型 > の基準価額変動のイメージ



前記の内容はイメージ図であり、すべての事例を示したものではありません。またファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

^{*} 株価指数先物取引を活用して売建てを行った場合、一般的には株式市場が値上がりした場合には損失が、値下がりした場合には収益が発生し、株式を買付けた場合とは反対の損益が発生することになります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金等の支払不能または債務不履行等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク
当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。
2. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク
解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。
3. 資産規模に関するリスク
当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。
4. 収益分配に関わるリスク
当ファンドは、年4回の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。
5. 繰上償還に関わるリスク
当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。
6. 取得申込、解約請求等に関するリスク
当ファンドは、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求の受付を取消すことがあります。
7. ファミリーファンド方式に関する留意点
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
8. ベンチマークに関する留意点<積極成長型>
東証株価指数（TOPIX/配当込み）をベンチマーク（ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標）として使用しますが、ベンチマークはファンドの運用成果そのものを表わすものではありません。また、当ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド（いわゆる「インデックスファンド」）ではありません。
9. 株価指数先物によるリスクヘッジに関する留意点<安定成長型>
株価指数先物取引の売建て等を活用し、株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指しますが、完全に市場の変動リスクを排除できるものではありません。また、株価指数先物取引等の価格が、理論価格から大きく乖離することがあり、当該先物価格が理論価格に対して大幅に割高になった場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。
10. 収益分配金に関する留意点
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
11. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

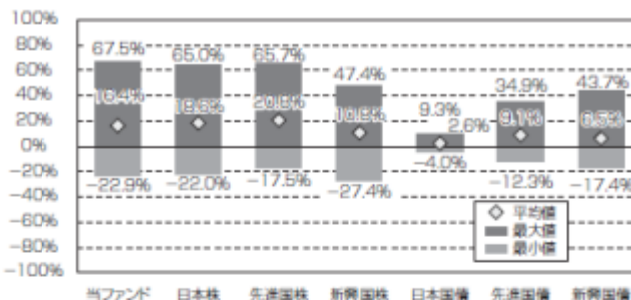
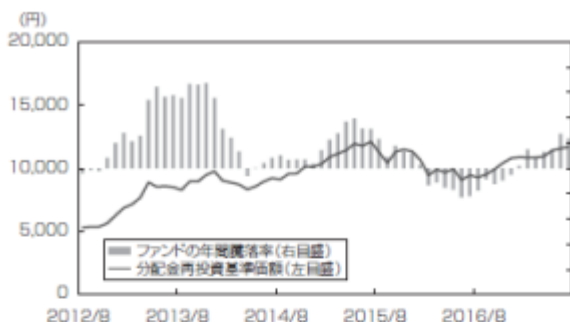
前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

< 参考情報 >

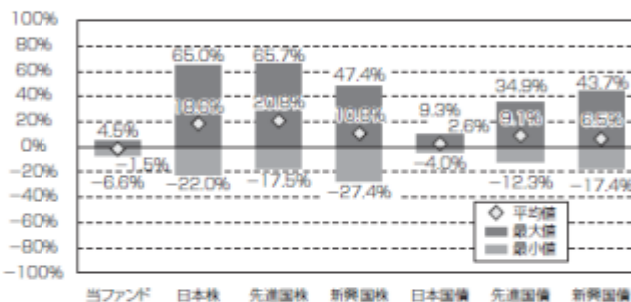
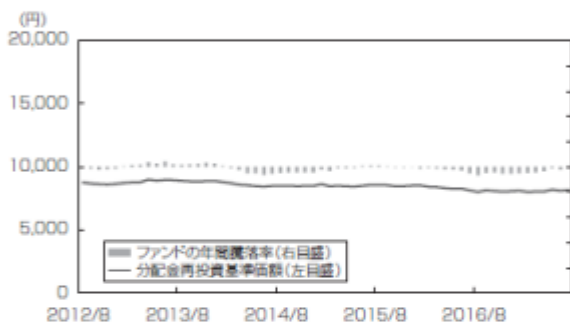
<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

<積極成長型>



<安定成長型>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、平成24年8月～平成29年7月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドは、既払分配金がありませんので、分配金再投資基準価額と基準価額は同一です。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.376%（税抜2.2%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

なお、<積極成長型>と<安定成長型>との間でスイッチングを行う場合には、申込手数料はかかりません。また、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2528%（税抜年1.16%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分については次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.2528%（税抜1.16%）
委託会社	0.5940%（税抜0.55%）
販売会社	0.5940%（税抜0.55%）
受託会社	0.0648%（税抜0.06%）

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産から支払われます。信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

前記（１）から（４）の手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、配当控除が適用されます。また、益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1. 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) <積極成長型>と<安定成長型>の両方を取得する場合はファンド毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2. 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- 1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成29年7月末日現在のもので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

< 積極成長型 >

(1)【投資状況】

(平成29年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,913,175	91.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		282,660	8.84
合計（純資産総額）		3,195,835	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄（平成29年7月31日現在）

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資 信託受 益証券	パインブリッジ 日本株式マザー ファンド	2,214,669	1.2885	2,853,601	1.3154	2,913,175	91.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成29年7月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	91.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成20年12月10日）	（分配付）	24,196,340	（分配付）	6,149
	（分配落）	24,196,340	（分配落）	6,149
第2特定期間末 （平成21年 6月10日）	（分配付）	31,947,478	（分配付）	6,789
	（分配落）	31,947,478	（分配落）	6,789
第3特定期間末 （平成21年12月10日）	（分配付）	32,274,612	（分配付）	6,387
	（分配落）	32,274,612	（分配落）	6,387
第4特定期間末 （平成22年 6月10日）	（分配付）	31,041,861	（分配付）	6,153
	（分配落）	31,041,861	（分配落）	6,153
第5特定期間末 （平成22年12月10日）	（分配付）	30,360,257	（分配付）	6,272
	（分配落）	30,360,257	（分配落）	6,272

第6特定期間末 (平成23年 6月10日)	(分配付) (分配落)	28,867,371 28,867,371	(分配付) (分配落)	5,939 5,939
第7特定期間末 (平成23年12月12日)	(分配付) (分配落)	26,548,491 26,548,491	(分配付) (分配落)	5,332 5,332
第8特定期間末 (平成24年 6月11日)	(分配付) (分配落)	18,432,733 18,432,733	(分配付) (分配落)	5,260 5,260
第9特定期間末 (平成24年12月10日)	(分配付) (分配落)	19,947,671 19,947,671	(分配付) (分配落)	5,682 5,682
第10特定期間末 (平成25年 6月10日)	(分配付) (分配落)	16,734,121 16,734,121	(分配付) (分配落)	8,464 8,464
第11特定期間末 (平成25年12月10日)	(分配付) (分配落)	9,346,280 9,346,280	(分配付) (分配落)	9,424 9,424
第12特定期間末 (平成26年 6月10日)	(分配付) (分配落)	6,532,241 6,532,241	(分配付) (分配落)	8,762 8,762
第13特定期間末 (平成26年12月10日)	(分配付) (分配落)	6,353,206 6,353,206	(分配付) (分配落)	10,103 10,103
第14特定期間末 (平成27年 6月10日)	(分配付) (分配落)	6,057,138 6,057,138	(分配付) (分配落)	11,616 11,616
第15特定期間末 (平成27年12月10日)	(分配付) (分配落)	5,887,781 5,887,781	(分配付) (分配落)	11,263 11,263
第16特定期間末 (平成28年 6月10日)	(分配付) (分配落)	5,094,996 5,094,996	(分配付) (分配落)	9,682 9,682
第17特定期間末 (平成28年12月12日)	(分配付) (分配落)	5,624,298 5,624,298	(分配付) (分配落)	10,770 10,770
第18特定期間末 (平成29年 6月12日)	(分配付) (分配落)	3,131,818 3,131,818	(分配付) (分配落)	11,509 11,509
平成28年 7月末		4,997,956		9,460
8月末		4,854,173		9,295
9月末		4,979,944		9,536
10月末		5,189,613		9,937
11月末		5,441,170		10,419
12月末		4,605,097		10,796
平成29年 1月末		2,957,164		10,880
2月末		2,951,664		10,859
3月末		2,948,483		10,848
4月末		2,960,673		10,951
5月末		3,098,319		11,422
6月末		3,149,140		11,573
7月末		3,195,835		11,708

【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	0円

第2特定期間	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	0円
第3特定期間	自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	0円
第4特定期間	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	0円
第5特定期間	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	0円
第6特定期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	0円
第7特定期間	自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	0円
第8特定期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	0円
第9特定期間	自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	0円
第10特定期間	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	0円
第11特定期間	自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日	0円
第12特定期間	自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	0円
第13特定期間	自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	0円
第14特定期間	自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日	0円
第15特定期間	自 平成27年 6月11日 至 平成27年12月10日	0円
第16特定期間	自 平成27年12月11日 至 平成28年 6月10日	0円
第17特定期間	自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	0円
第18特定期間	自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日	0円

【収益率の推移】

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	38.51%
第2特定期間	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	10.41%
第3特定期間	自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	5.92%

第4特定期間	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	3.66%
第5特定期間	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	1.93%
第6特定期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	5.31%
第7特定期間	自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	10.22%
第8特定期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	1.35%
第9特定期間	自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	8.02%
第10特定期間	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	48.96%
第11特定期間	自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日	11.34%
第12特定期間	自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	7.02%
第13特定期間	自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	15.30%
第14特定期間	自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日	14.98%
第15特定期間	自 平成27年 6月11日 至 平成27年12月10日	3.04%
第16特定期間	自 平成27年12月11日 至 平成28年 6月10日	14.04%
第17特定期間	自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	11.24%
第18特定期間	自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日	6.86%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

（４）【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数	解約口数
第1特定期間 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	39,352,986	-
第2特定期間 自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	7,705,230	-
第3特定期間 自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	8,279,620	4,807,207

第4特定期間	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	234,930	316,846
第5特定期間	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	115,232	2,155,509
第6特定期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	395,552	195,794
第7特定期間	自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	1,185,068	-
第8特定期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	210,851	14,958,503
第9特定期間	自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	502,647	442,447
第10特定期間	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	164,763	15,498,656
第11特定期間	自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日	127,987	9,982,088
第12特定期間	自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	73,483	2,536,027
第13特定期間	自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	69,654	1,236,621
第14特定期間	自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日	59,238	1,133,232
第15特定期間	自 平成27年 6月11日 至 平成27年12月10日	64,596	51,151
第16特定期間	自 平成27年12月11日 至 平成28年 6月10日	61,710	26,896
第17特定期間	自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	31,474	71,712
第18特定期間	自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日	17,407	2,518,659

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

< 安定成長型 >

(1) 投資状況

(平成29年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	73,314,422	88.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,651,227	11.63
合計(純資産総額)		82,965,649	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

その他の資産の投資状況

(平成29年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(売建)	日本	69,638,500	83.93

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄(平成29年7月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	パインブリッジ 日本株式マザー ファンド	55,735,459	1.2885	71,815,139	1.3154	73,314,422	88.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率(平成29年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	88.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成29年7月31日現在)

国/地域	種類	資産名	買建/売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
日本	株価指数先物	ミニTOPIX	売建	43	68,284,000	69,638,500	83.93

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成20年12月10日）	（分配付） （分配落）	113,516,119 113,516,119	（分配付） （分配落）	9,520 9,520
第2特定期間末 （平成21年 6月10日）	（分配付） （分配落）	110,917,034 110,917,034	（分配付） （分配落）	9,293 9,293
第3特定期間末 （平成21年12月10日）	（分配付） （分配落）	99,661,262 99,661,262	（分配付） （分配落）	9,315 9,315
第4特定期間末 （平成22年 6月10日）	（分配付） （分配落）	92,554,196 92,554,196	（分配付） （分配落）	9,072 9,072
第5特定期間末 （平成22年12月10日）	（分配付） （分配落）	90,338,117 90,338,117	（分配付） （分配落）	8,868 8,868
第6特定期間末 （平成23年 6月10日）	（分配付） （分配落）	91,077,020 91,077,020	（分配付） （分配落）	8,941 8,941
第7特定期間末 （平成23年12月12日）	（分配付） （分配落）	89,238,407 89,238,407	（分配付） （分配落）	8,760 8,760
第8特定期間末 （平成24年 6月11日）	（分配付） （分配落）	88,289,162 88,289,162	（分配付） （分配落）	8,667 8,667
第9特定期間末 （平成24年12月10日）	（分配付） （分配落）	87,205,158 87,205,158	（分配付） （分配落）	8,560 8,560
第10特定期間末 （平成25年 6月10日）	（分配付） （分配落）	90,950,804 90,950,804	（分配付） （分配落）	8,936 8,936
第11特定期間末 （平成25年12月10日）	（分配付） （分配落）	90,432,657 90,432,657	（分配付） （分配落）	8,884 8,884
第12特定期間末 （平成26年 6月10日）	（分配付） （分配落）	86,144,193 86,144,193	（分配付） （分配落）	8,488 8,488
第13特定期間末 （平成26年12月10日）	（分配付） （分配落）	85,820,201 85,820,201	（分配付） （分配落）	8,456 8,456
第14特定期間末 （平成27年 6月10日）	（分配付） （分配落）	85,208,974 85,208,974	（分配付） （分配落）	8,395 8,395
第15特定期間末 （平成27年12月10日）	（分配付） （分配落）	86,268,656 86,268,656	（分配付） （分配落）	8,499 8,499
第16特定期間末 （平成28年 6月10日）	（分配付） （分配落）	84,424,692 84,424,692	（分配付） （分配落）	8,317 8,317
第17特定期間末 （平成28年12月12日）	（分配付） （分配落）	81,070,961 81,070,961	（分配付） （分配落）	7,986 7,986
第18特定期間末 （平成29年 6月12日）	（分配付） （分配落）	82,936,983 82,936,983	（分配付） （分配落）	8,174 8,174
平成28年 7月末		82,680,266		8,145
8月末		81,407,984		8,020
9月末		82,819,096		8,159
10月末		82,150,786		8,093
11月末		81,709,752		8,049
12月末		81,958,248		8,074

平成29年 1月末	82,402,272	8,118
2月末	81,524,519	8,031
3月末	81,769,021	8,055
4月末	81,677,295	8,050
5月末	83,213,680	8,202
6月末	82,366,584	8,118
7月末	82,965,649	8,177

分配の推移

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	0円
第2特定期間	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	0円
第3特定期間	自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	0円
第4特定期間	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	0円
第5特定期間	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	0円
第6特定期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	0円
第7特定期間	自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	0円
第8特定期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	0円
第9特定期間	自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	0円
第10特定期間	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	0円
第11特定期間	自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日	0円
第12特定期間	自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	0円
第13特定期間	自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	0円
第14特定期間	自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日	0円
第15特定期間	自 平成27年 6月11日 至 平成27年12月10日	0円
第16特定期間	自 平成27年12月11日 至 平成28年 6月10日	0円
第17特定期間	自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	0円

第18特定期間	自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日	0円
---------	--------------------------------	----

収益率の推移

期 間	期 間	収益率
第1特定期間	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	4.80%
第2特定期間	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	2.38%
第3特定期間	自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	0.24%
第4特定期間	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	2.61%
第5特定期間	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	2.25%
第6特定期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	0.82%
第7特定期間	自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	2.02%
第8特定期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	1.06%
第9特定期間	自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	1.23%
第10特定期間	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	4.39%
第11特定期間	自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日	0.58%
第12特定期間	自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	4.46%
第13特定期間	自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	0.38%
第14特定期間	自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日	0.72%
第15特定期間	自 平成27年 6月11日 至 平成27年12月10日	1.24%
第16特定期間	自 平成27年12月11日 至 平成28年 6月10日	2.14%
第17特定期間	自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	3.98%
第18特定期間	自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日	2.35%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額
× 100

(4) 設定及び解約の実績

期 間	設定口数	解約口数
第1特定期間 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	129,362,749	10,117,119
第2特定期間 自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	4,339,537	4,223,816
第3特定期間 自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	-	12,372,825
第4特定期間 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	-	4,969,099
第5特定期間 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	-	149,408
第6特定期間 自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	-	-
第7特定期間 自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	-	-
第8特定期間 自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	-	-
第9特定期間 自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	6,780	1,034
第10特定期間 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	6,670	97,626
第11特定期間 自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日	6,605	-
第12特定期間 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	6,776	312,185
第13特定期間 自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	6,912	-
第14特定期間 自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日	6,915	-
第15特定期間 自 平成27年 6月11日 至 平成27年12月10日	6,894	-
第16特定期間 自 平成27年12月11日 至 平成28年 6月10日	3,452	-
第17特定期間 自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	-	-
第18特定期間 自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日	-	49,870

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ご参考）パインブリッジ日本株式マザーファンド

（１）投資状況

（平成29年7月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	74,684,550	97.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,541,102	2.02
合計（純資産総額）		76,225,652	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位30銘柄（平成29年7月31日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3,800	733.30	2,786,540	700.00	2,660,000	3.49
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	500	4,280.21	2,140,107	4,195.00	2,097,500	2.75
日本	株式	ディスコ	機械	100	18,990.00	1,899,000	19,570.00	1,957,000	2.57
日本	株式	エヌ・ティ・ティ都市開発	不動産業	1,700	1,082.00	1,839,400	1,129.00	1,919,300	2.52
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	300	5,880.00	1,764,000	6,234.00	1,870,200	2.45
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	200	9,228.00	1,845,600	8,958.00	1,791,600	2.35
日本	株式	塩野義製薬	医薬品	300	5,890.00	1,767,000	5,896.00	1,768,800	2.32
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	1,100	1,335.50	1,469,050	1,516.00	1,667,600	2.19
日本	株式	サンドラッグ	小売業	400	4,175.00	1,670,000	4,110.00	1,644,000	2.16
日本	株式	ミネベアミツミ	電気機器	900	1,853.00	1,667,700	1,823.00	1,640,700	2.15
日本	株式	スズキ	輸送用機器	300	5,287.00	1,586,100	5,230.00	1,569,000	2.06
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	100	16,520.00	1,652,000	15,560.00	1,556,000	2.04
日本	株式	SCSK	情報・通信業	300	4,970.00	1,491,000	4,665.00	1,399,500	1.84
日本	株式	ソニー	電気機器	300	4,066.00	1,219,800	4,540.00	1,362,000	1.79
日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	300	4,426.00	1,327,800	4,499.00	1,349,700	1.77
日本	株式	花王	化学	200	6,856.00	1,371,200	6,714.00	1,342,800	1.76
日本	株式	ニチアス	ガラス・土石製品	1,000	1,302.00	1,302,000	1,339.00	1,339,000	1.76
日本	株式	島津製作所	精密機器	600	2,155.00	1,293,000	2,172.00	1,303,200	1.71
日本	株式	小糸製作所	電気機器	200	5,790.00	1,158,000	6,460.00	1,292,000	1.69
日本	株式	ジェイ エフ イーホールディングス	鉄鋼	600	1,882.50	1,129,500	2,132.50	1,279,500	1.68
日本	株式	カシオ計算機	電気機器	700	1,681.00	1,176,700	1,808.00	1,265,600	1.66
日本	株式	ポーラ・オルビスホールディングス	化学	400	3,020.00	1,208,000	3,065.00	1,226,000	1.61
日本	株式	積水化学工業	化学	600	1,984.00	1,190,400	2,032.00	1,219,200	1.60
日本	株式	富士電機	電気機器	2,000	584.00	1,168,000	608.00	1,216,000	1.60
日本	株式	日本電産	電気機器	100	11,720.00	1,172,000	12,160.00	1,216,000	1.60

日本	株式	安川電機	電気機器	400	2,416.00	966,400	2,961.00	1,184,400	1.55
日本	株式	ダイキン工業	機械	100	11,060.00	1,106,000	11,700.00	1,170,000	1.53
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	600	1,993.00	1,195,800	1,911.00	1,146,600	1.50
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	600	1,970.00	1,182,000	1,909.00	1,145,400	1.50
日本	株式	トプコン	精密機器	600	1,881.27	1,128,766	1,890.00	1,134,000	1.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2. 種類別及び業種別比率(平成29年7月31日現在)

種類別及び業種別		投資比率(%)
株式	電気機器	17.32
	情報・通信業	9.74
	輸送用機器	7.75
	化学	6.30
	機械	6.28
	銀行業	6.24
	小売業	5.36
	卸売業	4.91
	食料品	4.82
	精密機器	4.60
	不動産業	4.47
	医薬品	3.46
	保険業	3.23
	サービス業	2.84
	その他製品	2.42
	繊維製品	1.99
	ガラス・土石製品	1.76
	鉄鋼	1.68
	その他金融業	1.24
建設業	0.86	
証券、商品先物取引業	0.70	
合計		97.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

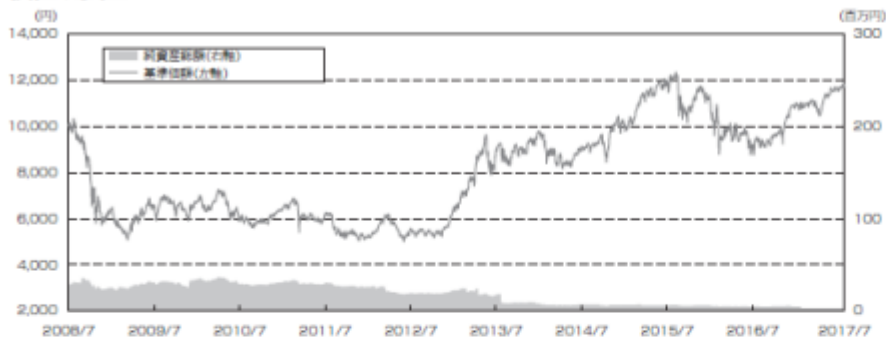
該当事項はありません。

参考情報

基準価額・純資産の推移

(設定日～2017年7月末)

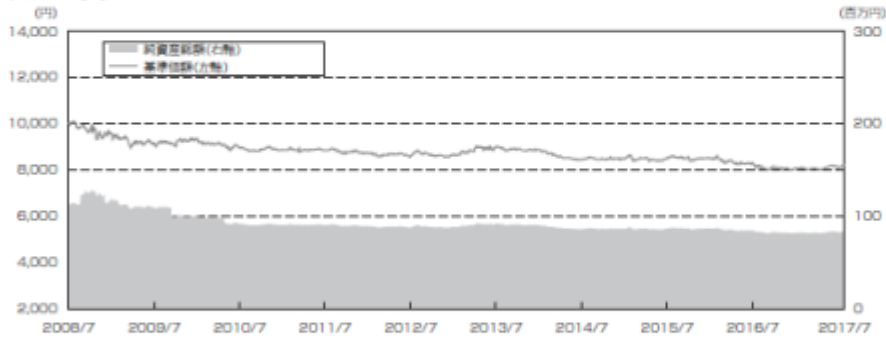
<積極成長型>



(2017年7月末現在)

基準価額	11,708円
純資産総額	3百万円

<安定成長型>



(2017年7月末現在)

基準価額	8,177円
純資産総額	82百万円

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

<積極成長型>

2017年6月	0円	2016年12月	0円	2016年6月	0円
2017年3月	0円	2016年9月	0円	設定来累計	0円

<安定成長型>

2017年6月	0円	2016年12月	0円	2016年6月	0円
2017年3月	0円	2016年9月	0円	設定来累計	0円

主要な資産の状況

(2017年7月末現在)

<積極成長型>

パインブリッジ日本株式マザーファンドII	91.16%
キャッシュ等	8.84%

<安定成長型>

パインブリッジ日本株式マザーファンドII	88.37%
キャッシュ等	11.63%
株価指数先物取引(売建)	△83.93%

●パインブリッジ日本株式マザーファンドIIの主要な資産の状況

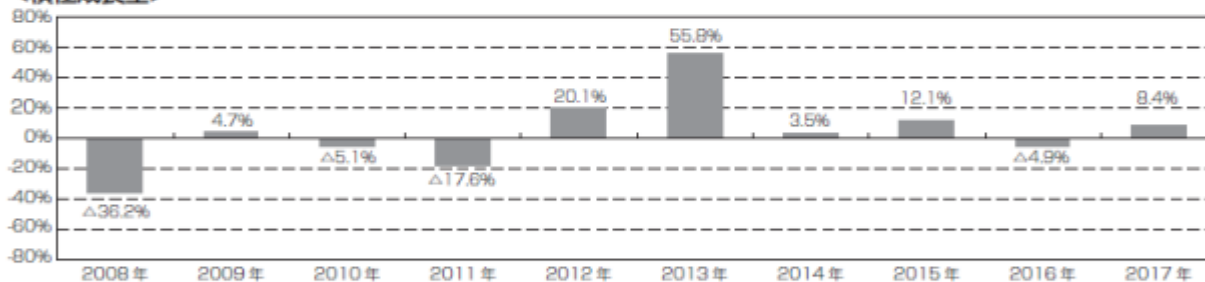
国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
日本	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	3.49
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.75
日本	ディスコ	機械	2.57
日本	エヌ・ティ・ティ都市開発	不動産業	2.52
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	2.45
日本	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.35
日本	塩野義製薬	医薬品	2.32
日本	いすゞ自動車	輸送用機器	2.19
日本	サンドラッグ	小売業	2.16
日本	ミネベアミツミ	電気機器	2.15

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

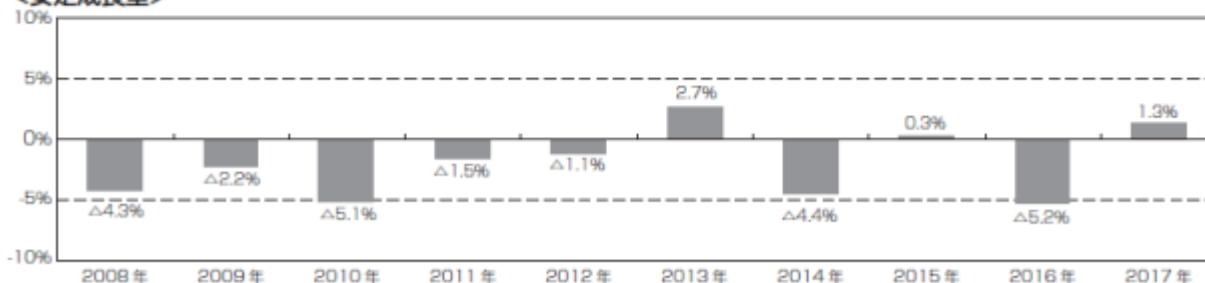
年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)

<積極成長型>



<安定成長型>



※2008年は設定日(7月3日)から年末まで、2017年は年初から7月末までの騰落率を表示しています。なお、<安定成長型>にはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間：平成29年 9月 9日（土）から平成30年 9月 7日（金）まで

取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。

取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

<積極成長型> <安定成長型> とともに、申込単位は販売会社が定めますので、販売会社によっては、申込単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額に、当該基準価額に2.376%（税抜2.2%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。販売会社毎の申込手数料については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（3）スイッチング

<積極成長型> と <安定成長型> との間でスイッチング（乗換え）を行うことができます。

- ・スイッチングの場合の申込単位は、販売会社が定める単位とします。
- ・スイッチングを行う場合には、申込手数料はかかりません。
- ・スイッチングの際には、換金されるファンドに対して、解約（換金）時と同様に課税されます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約時の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記の規定に基づき算出された価額とします。

解約代金のお支払いは、原則として、解約請求を受付けた日から起算して4営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額で評価します。マザーファンドにおける組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成20年7月3日から平成30年9月10日までとします。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日まで、および12月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

1. 投資信託契約の解約

1) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総口数

が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2) 委託会社は、前記1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - 3) 前記2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 4) 前記2)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 5) 前記2)から4)までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2)から4)までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
- 1) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - 2) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 信託約款の変更等 における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1)の事項(変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。こ

の場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 3．前記2．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使用しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4．前記2．の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6．前記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7．前記1．から6．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（6月、12月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

・販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の収益分配金は、税引き後、決算日の翌営業日に自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して4営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18特定期間（平成28年12月13日から平成29年6月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型>】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,584	287,885
親投資信託受益証券	5,616,714	2,853,601
流動資産合計	5,640,298	3,141,486
資産合計	5,640,298	3,141,486
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	834	490
未払委託者報酬	15,166	9,178
流動負債合計	16,000	9,668
負債合計	16,000	9,668
純資産の部		
元本等		
元本	5,222,332	2,721,080
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	401,966	410,738
(分配準備積立金)	1,656,337	881,602
元本等合計	5,624,298	3,131,818
純資産合計	5,624,298	3,131,818
負債純資産合計	5,640,298	3,141,486

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17特定期間		第18特定期間	
	自	平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		597,377		236,887
営業収益合計		597,377		236,887
営業費用				
支払利息		-		12
受託者報酬		1,659		1,082
委託者報酬		30,031		20,202
営業費用合計		31,690		21,296
営業利益又は営業損失（ ）		565,687		215,591
経常利益又は経常損失（ ）		565,687		215,591
当期純利益又は当期純損失（ ）		565,687		215,591
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,725		14,571
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		167,574		401,966
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,299		2,128
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,299		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,128
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,171		194,376
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		194,376
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,171		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		401,966		410,738

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成28年12月10日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成28年12月12日としており、平成29年6月10日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成29年6月12日としており、このため当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
1. 期首元本額	5,262,570円	5,222,332円
期中追加設定元本額	31,474円	17,407円
期中一部解約元本額	71,712円	2,518,659円
2. 受益権の総数	5,222,332口	2,721,080口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第17特定期間		第18特定期間	
	自	平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日
分配金の計算過程				
		[平成28年6月11日から 平成28年9月12日まで の計算期間]		[平成28年12月13日から 平成29年 3月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額		0円		2,745円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		0円		0円
収益調整金額		88,443円		46,033円
分配準備積立金額		1,620,908円		862,087円
当ファンドの分配対象収益額		1,709,351円		910,865円
当ファンドの期末残存口数		5,222,332口		2,718,059口
1万口当たり収益分配対象額		3,273.15円		3,351.15円
1万口当たり分配金額		0円		0円
収益分配金金額		0円		0円
		[平成28年 9月13日から 平成28年12月12日まで の計算期間]		[平成29年3月11日から 平成29年6月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額		35,429円		21,347円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		0円		0円
収益調整金額		88,443円		51,626円
分配準備積立金額		1,620,908円		860,255円
当ファンドの分配対象収益額		1,744,780円		933,228円
当ファンドの期末残存口数		5,222,332口		2,721,080口
1万口当たり収益分配対象額		3,340.99円		3,429.62円
1万口当たり分配金額		0円		0円
収益分配金金額		0円		0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第17特定期間	第18特定期間
	自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・ 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。 	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	804,606	112,506
合計	804,606	112,506

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
1口当たり純資産額	1.0770円	1.1509円
(1万口当たり純資産額)	(10,770円)	(11,509円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成29年6月12日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ日本株式マザーファンド	2,214,669	2,853,601	
合計			2,214,669	2,853,601	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株式ツインフォーカスファンド＜安定成長型＞】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,682,538	8,094,210
親投資信託受益証券	67,436,010	72,791,571
派生商品評価勘定	-	458,363
前払金	2,190,850	-
差入委託証拠金	2,709,000	2,322,000
流動資産合計	84,018,398	83,666,144
資産合計	84,018,398	83,666,144
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,691,387	-
前受金	-	464,400
未払受託者報酬	13,243	13,695
未払委託者報酬	242,791	251,055
未払利息	16	11
流動負債合計	2,947,437	729,161
負債合計	2,947,437	729,161
純資産の部		
元本等		
元本	101,510,178	101,460,308
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,439,217	18,523,325
（分配準備積立金）	5,963,345	6,497,379
元本等合計	81,070,961	82,936,983
純資産合計	81,070,961	82,936,983
負債純資産合計	84,018,398	83,666,144

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17特定期間		第18特定期間	
	自	平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		7,846,006		5,355,561
派生商品取引等損益		10,672,854		2,935,248
営業収益合計		2,826,848		2,420,313
営業費用				
支払利息		3,427		2,651
受託者報酬		27,079		26,467
委託者報酬		496,377		485,123
営業費用合計		526,883		514,241
営業利益又は営業損失（ ）		3,353,731		1,906,072
経常利益又は経常損失（ ）		3,353,731		1,906,072
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,353,731		1,906,072
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		70
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		17,085,486		20,439,217
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		9,750
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		9,750
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		20,439,217		18,523,325

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成28年12月10日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成28年12月12日としており、平成29年6月10日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成29年6月12日としており、このため当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
1. 期首元本額	101,510,178円	101,510,178円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	49,870円
2. 受益権の総数	101,510,178口	101,460,308口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,439,217円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,523,325円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17特定期間		第18特定期間	
	自	平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日
分配金の計算過程				
		[平成28年6月11日から 平成28年9月12日まで の計算期間]		[平成28年12月13日から 平成29年 3月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額		0円		42,381円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額		0円		0円
収益調整金額		9,942円		9,942円
分配準備積立金額		5,737,395円		5,963,345円
当ファンドの分配対象収益額		5,747,337円		6,015,668円
当ファンドの期末残存口数		101,510,178口		101,510,178口
1万口当たり収益分配対象額		566.18円		592.61円
1万口当たり分配金額		0円		0円
収益分配金金額		0円		0円
		[平成28年 9月13日から 平成28年12月12日まで の計算期間]		[平成29年3月11日から 平成29年6月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額		225,950円		494,603円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額		0円		0円
収益調整金額		9,942円		9,937円
分配準備積立金額		5,737,395円		6,002,776円
当ファンドの分配対象収益額		5,973,287円		6,507,316円
当ファンドの期末残存口数		101,510,178口		101,460,308口
1万口当たり収益分配対象額		588.44円		641.36円
1万口当たり分配金額		0円		0円
収益分配金金額		0円		0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第17特定期間	第18特定期間
	自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。 	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第17特定期間 （平成28年12月12日現在）	第18特定期間 （平成29年6月12日現在）
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	9,660,347	2,869,857
合計	9,660,347	2,869,857

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第17特定期間（平成28年12月12日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	63,362,650	-	66,048,000	2,685,350
合計		63,362,650	-	66,048,000	2,685,350

区分	種類	第18特定期間（平成29年6月12日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	68,748,400	-	68,284,000	464,400
合計		68,748,400	-	68,284,000	464,400

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の評価については、以下のように評価しております。

原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第17特定期間 (平成28年12月12日現在)	第18特定期間 (平成29年6月12日現在)
1口当たり純資産額	0.7986円	0.8174円
(1万口当たり純資産額)	(7,986円)	(8,174円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成29年6月12日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ日本株式マザーファンド	56,493,265	72,791,571	
合計			56,493,265	72,791,571	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ日本株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	(平成28年12月12日現在)	(平成29年6月12日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,500,483	2,015,821
株式		71,215,430	73,295,640
未収入金		1,891,263	126,347
未収配当金		8,300	536,080
流動資産合計		74,615,476	75,973,888
資産合計		74,615,476	75,973,888
負債の部			
流動負債			
未払金		1,563,741	330,705
未払利息		2	2
流動負債合計		1,563,743	330,707
負債合計		1,563,743	330,707
純資産の部			
元本等			
元本		61,198,563	58,707,934
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		11,853,170	16,935,247
元本等合計		73,051,733	75,643,181
純資産合計		73,051,733	75,643,181
負債純資産合計		74,615,476	75,973,888

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年6月11日から12月10日まで、および12月11日から翌年6月10日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年12月12日現在)	(平成29年6月12日現在)
1. 期首元本額	67,678,993円	61,198,563円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	6,480,430円	2,490,629円
元本の内訳		
ファンド名		
日本株式ツインフォーカスファンド <積極成長型>	4,705,298円	2,214,669円
日本株式ツインフォーカスファンド <安定成長型>	56,493,265円	56,493,265円
合計	61,198,563円	58,707,934円
2. 受益権の総数	61,198,563口	58,707,934口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年 6月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・ 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。 	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成28年12月12日現在）	（平成29年6月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	（平成28年12月12日現在）	（平成29年6月12日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,998,203	5,436,323
合計	7,998,203	5,436,323

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	（平成28年12月12日現在）	（平成29年6月12日現在）
1口当たり純資産額	1.1937円	1.2885円
（1万口当たり純資産額）	（11,937円）	（12,885円）

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成29年6月12日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	五洋建設	1,000	627.00	627,000	
	森永製菓	100	7,220.00	722,000	
	森永乳業	1,000	910.00	910,000	
	アサヒグループホールディングス	300	4,426.00	1,327,800	
	味の素	400	2,481.50	992,600	
	ニチレイ	200	3,295.00	659,000	
	東洋紡	2,000	205.00	410,000	
	東レ	1,000	911.30	911,300	
	信越化学工業	100	9,995.00	999,500	
	ダイセル	200	1,260.00	252,000	
	積水化学工業	600	1,984.00	1,190,400	
	花王	200	6,856.00	1,371,200	
	ポーラ・オルビスホールディングス	400	3,020.00	1,208,000	
	塩野義製薬	300	5,890.00	1,767,000	
	生化学工業	200	1,798.00	359,600	
	ペプチドリーム	100	6,560.00	656,000	
	ニチアス	1,000	1,302.00	1,302,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	800	1,882.50	1,506,000	
	ディスコ	100	18,990.00	1,899,000	
	小松製作所	200	2,775.50	555,100	
	クボタ	400	1,850.50	740,200	
	ダイキン工業	100	11,060.00	1,106,000	
	ミネベアミツミ	900	1,853.00	1,667,700	
	富士電機	2,000	584.00	1,168,000	
	安川電機	500	2,416.00	1,208,000	
	日本電産	100	11,720.00	1,172,000	
	ダブル・スコープ	200	1,667.00	333,400	
	ソニー	300	4,066.00	1,219,800	
	アルプス電気	200	3,015.00	603,000	
	横河電機	400	1,898.00	759,200	
	メガチップス	300	2,520.00	756,000	
	OBARA GROUP	100	5,720.00	572,000	
	フェローテックホールディングス	100	1,584.00	158,400	
	カシオ計算機	700	1,681.00	1,176,700	
	小糸製作所	200	5,790.00	1,158,000	
	いすゞ自動車	1,100	1,335.50	1,469,050	
	トヨタ自動車	300	5,880.00	1,764,000	
	スズキ	300	5,287.00	1,586,100	
	SUBARU	200	3,713.00	742,600	
	島津製作所	600	2,155.00	1,293,000	
	トプコン	300	1,858.00	557,400	
	CYBERDYNE	300	1,476.00	442,800	
	バンダイナムコホールディングス	200	3,890.00	778,000	
タカラトミー	800	1,401.00	1,120,800		
日本写真印刷	100	3,000.00	300,000		
大塚商会	100	6,660.00	666,000		
日本電信電話	200	5,246.00	1,049,200		
NTTドコモ	300	2,702.50	810,750		

	GMOインターネット	400	1,440.00	576,000
	カブコン	400	2,669.00	1,067,600
	S C S K	300	4,970.00	1,491,000
	ソフトバンクグループ	200	9,228.00	1,845,600
	あい ホールディングス	300	2,972.00	891,600
	I D O M	700	652.00	456,400
	伊藤忠商事	400	1,605.50	642,200
	三井物産	500	1,509.00	754,500
	ミスミグループ本社	300	2,413.00	723,900
	セブン&アイ・ホールディングス	200	4,686.00	937,200
	ニトリホールディングス	100	16,520.00	1,652,000
	サンドラッグ	400	4,175.00	1,670,000
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,800	733.30	2,786,540
	三井住友フィナンシャルグループ	400	4,256.00	1,702,400
	カブドットコム証券	1,500	364.00	546,000
	M S & A D インシュアランスグループホール	100	3,967.00	396,700
	第一生命ホールディングス	600	1,993.00	1,195,800
	東京海上ホールディングス	200	4,955.00	991,000
	全国保証	200	4,560.00	912,000
	飯田グループホールディングス	300	1,874.00	562,200
	大京	4,000	223.00	892,000
	エヌ・ティ・ティ都市開発	1,700	1,082.00	1,839,400
	リクルートホールディングス	300	5,910.00	1,773,000
	エイチ・アイ・エス	300	3,290.00	987,000
小計		39,100		73,295,640
合計				73,295,640

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<積極成長型>

(平成29年7月31日現在)

資産総額	3,201,158 円
負債総額	5,323 円
純資産総額 (-)	3,195,835 円
発行済数量	2,729,520 口
1口当たり純資産額 (/)	1.1708 円
(1万口当たりの純資産額)	(11,708 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。(以下同じ。)

<安定成長型>

(平成29年7月31日現在)

資産総額	152,743,396 円
負債総額	69,777,747 円
純資産総額 (-)	82,965,649 円
発行済数量	101,460,308 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8177 円
(1万口当たりの純資産額)	(8,177 円)

(ご参考) パインブリッジ日本株式マザーファンド

(平成29年7月31日現在)

資産総額	76,781,106 円
負債総額	555,454 円
純資産総額 (-)	76,225,652 円
発行済数量	57,950,128 口
1口当たり純資産額 (/)	1.3154 円
(1万口当たりの純資産額)	(13,154 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

名義書換

該当事項はありません。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限

該当事項はありません。

受益権の譲渡

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 前記1.の申請のある場合には、前記1.の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
3. 前記1.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成29年7月末日現在）

- ・ 資本金の額 500,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）
平成24年 8月11日 1,650,000,000円減少。
- ・ 会社の機構

（1）経営の意思決定

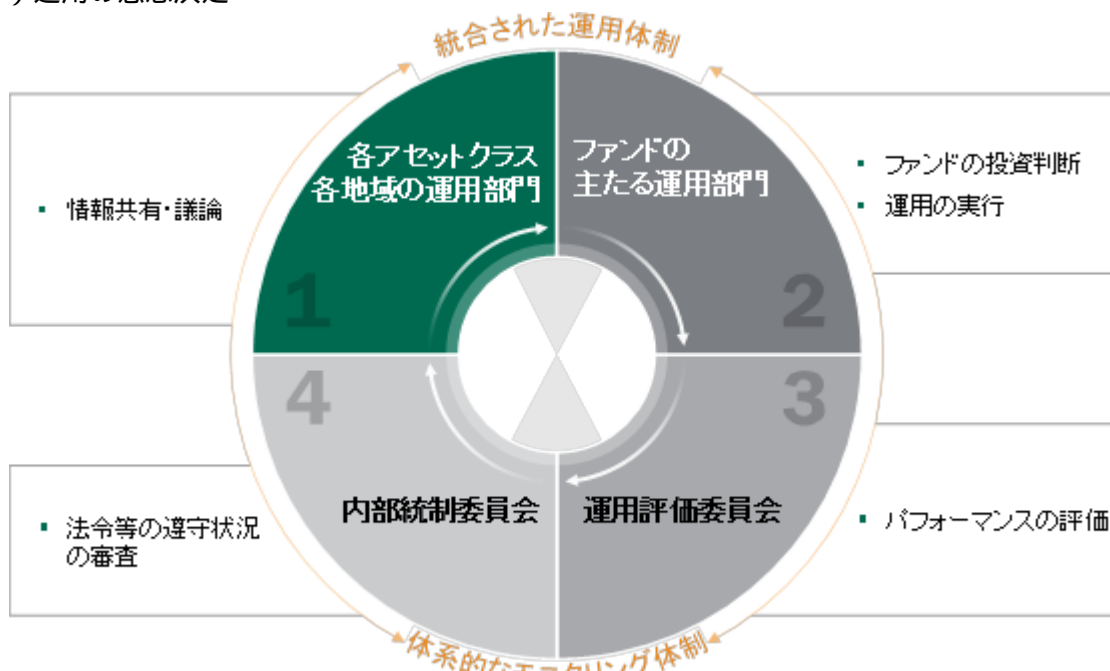
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

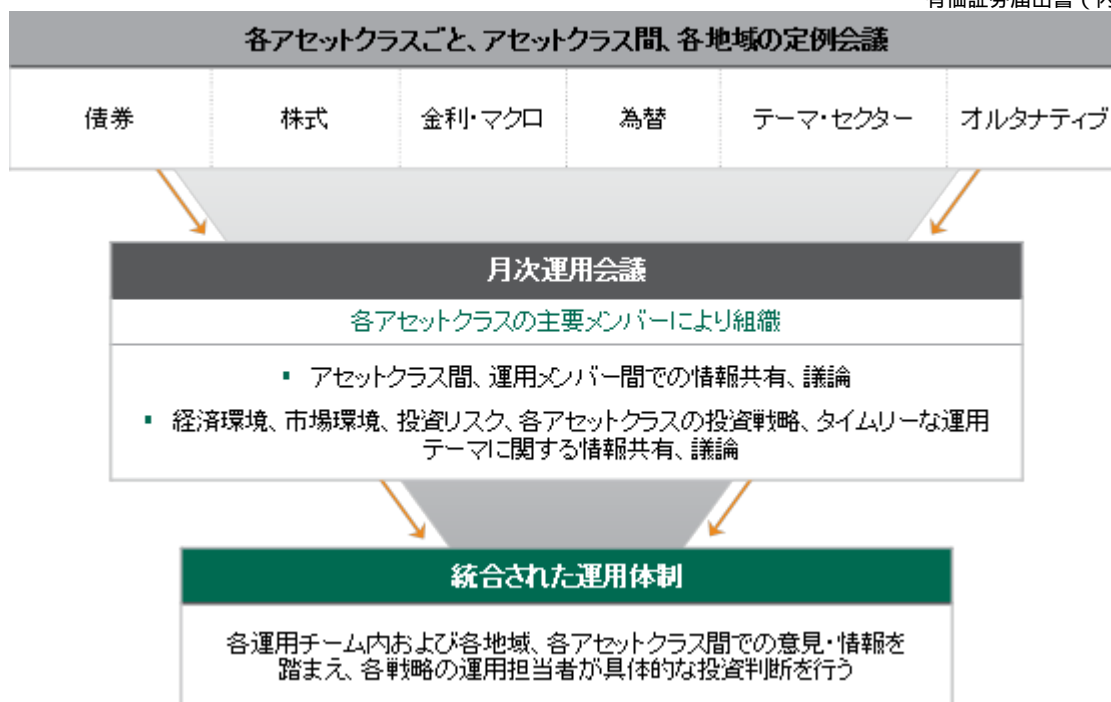
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3カ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成29年7月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	86	245,339 百万円
追加型株式投資信託	70	297,123 百万円
合計	156	542,462 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3．当社は、第32期事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成27年12月31日現在)		第32期 (平成28年12月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	*2	1,330,816	*2	1,773,188
前払費用		44,673		41,817
未収入金		115,444		104,300
未収委託者報酬		1,290,820		1,071,108
未収運用受託報酬		190,273		190,394
立替金		2,980		7,421
未収還付法人税等		22,574		7,634
流動資産合計		2,997,583		3,195,865
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	49,221	*1	42,540
工具器具備品	*1	7,704	*1	6,420
有形固定資産合計		56,926		48,960
無形固定資産				
ソフトウェア		403		0
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		4,278		3,875
投資その他の資産				
投資有価証券		88,177		84,642
関係会社株式		457,209		164,013
敷金保証金		116,806		107,802
長期前払費用		10,013		926
預託金		74		74
投資その他の資産合計		672,281		357,460
固定資産合計		733,486		410,296
資産合計		3,731,069		3,606,161

(単位:千円)

	第31期 (平成27年12月31日現在)	第32期 (平成28年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	84,210	-
預り金	20,344	25,021
未払金		
未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	579,093	471,912
その他未払金	298,548	406,627
未払費用	775,807	1,427,069
未払役員賞与	175,895	66,643
前受収益	10,655	8,886
未払法人税等	2,845	4,938
未払消費税等	73,035	12,700
賞与引当金	41,835	67,378
役員賞与引当金	22,174	25,993
流動負債合計	2,089,638	2,522,365
固定負債		
退職給付引当金	82,642	79,386
役員退職慰労引当金	31,281	35,022
長期前受収益	9,780	893
固定負債合計	123,704	115,303
負債合計	2,213,342	2,637,669
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金	31,736	31,736
資本剰余金合計	31,736	31,736
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	505,700	38,977
利益剰余金合計	1,000,813	456,135
株主資本合計	1,532,550	987,872
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,822	19,379
評価・換算差額等合計	14,822	19,379
純資産合計	1,517,727	968,492
負債・純資産合計	3,731,069	3,606,161

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自平成27年 1月 1日 至平成27年12月31日)	第32期 (自平成28年 1月 1日 至平成28年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,659,889	6,833,224
運用受託報酬	1,385,463	651,654
その他営業収益	88,945	101,498
営業収益合計	9,134,298	7,586,377
営業費用		
支払手数料	3,573,904	3,195,946
広告宣伝費	50,258	19,860
調査費		
調査費	964,086	878,519
委託調査費	1,906,360	1,479,755
営業雑経費		
通信費	21,236	14,698
印刷費	158,994	137,549
協会費	8,791	7,615
図書費	3,437	2,547
営業費用合計	6,687,071	5,736,493
一般管理費		
給料		
役員報酬	74,211	74,211
給料・手当	798,005	762,043
賞与	256,144	236,739
役員賞与	148,790	44,469
賞与引当金繰入	41,835	67,378
役員賞与引当金繰入	22,174	25,993
交際費	2,793	3,490
寄付金	2,128	831
旅費交通費	43,573	27,008
租税公課	19,326	15,424
不動産賃借料	155,429	166,429
退職給付費用	38,216	41,760
役員退職慰労引当金繰入	1,821	3,741
固定資産減価償却費	23,307	9,065
業務委託費	630,773	562,860
諸経費	87,273	78,895
一般管理費合計	2,345,807	2,120,345
営業利益又は営業損失（ ）	101,419	270,460
営業外収益		
受取利息	80	1,526
受取配当金	-	33
雑収入	539	258
営業外収益合計	620	1,817

営業外費用		
為替差損	23,756	6,969
支払利息	2,491	1,233
雑損失	1	4,607
営業外費用合計	26,249	12,810
経常利益又は経常損失()	75,790	281,453
特別損失		
固定資産除却損	*1 6,512	-
退職特別加算金	43,226	259,444
特別損失合計	49,738	259,444
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	26,051	540,898
法人税、住民税及び事業税	23,074	3,780
法人税等合計	23,074	3,780
当期純利益又は当期純損失()	2,976	544,678

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期（自 平成27年1月1日至 平成27年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
					任意積 立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	502,723	997,836	1,529,573	15,020	15,020	1,514,553
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	2,976	2,976	2,976	-	-	2,976
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	197	197	197
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,976	2,976	2,976	197	197	3,174
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	505,700	1,000,813	1,532,550	14,822	14,822	1,517,727

第32期（自 平成28年1月1日至 平成28年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
					任意積 立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	505,700	1,000,813	1,532,550	14,822	14,822	1,517,727
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	544,678	544,678	544,678	-	-	544,678
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,557	4,557	4,557
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	544,678	544,678	544,678	4,557	4,557	549,235
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	38,977	456,135	987,872	19,379	19,379	968,492

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用	法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告 第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、財務諸表への影響額はありません。
--	---

注記事項

（貸借対照表関係）

第31期 平成27年12月31日現在	第32期 平成28年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 91,535 千円	建物附属設備 98,913 千円
工具器具備品 111,817 千円	工具器具備品 113,101 千円
*2 信託資産	*2 信託資産
現金・預金のうち、10,152千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	現金・預金のうち、10,154千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日
*1 固定資産除却損は、ソフトウェア6,489千円、工具器具備品23千円であります。	-

（株主資本等変動計算書関係）

第31期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第32期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第31期（自 平成27年1月1日至 平成27年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,330,816	1,330,816	-
2)未収委託者報酬	1,290,820	1,290,820	-
3)未収運用受託報酬	190,273	190,273	-
資産計	2,811,911	2,811,911	-
1)未払費用	775,807	775,807	-
2)未払手数料	579,093	579,093	-
負債計	1,354,901	1,354,901	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額457,209千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,330,816	-	-	-
2)未収委託者報酬	1,290,820	-	-	-
3)未収運用受託報酬	190,273	-	-	-
合計	2,811,911	-	-	-

第32期（自 平成28年1月1日至 平成28年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,773,188	1,773,188	-
2)未収委託者報酬	1,071,108	1,071,108	-
3)未収運用受託報酬	190,394	190,394	-
4)投資有価証券	84,642	84,642	-
資産計	3,119,333	3,119,333	-
1)未払費用	1,427,069	1,427,069	-
2)未払手数料	471,912	471,912	-
負債計	1,898,982	1,898,982	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,773,188	-	-	-
2)未収委託者報酬	1,071,108	-	-	-
3)未収運用受託報酬	190,394	-	-	-
合計	3,034,691	-	-	-

(有価証券関係)

第31期 平成27年12月31日現在	第32期 平成28年12月31日現在																								
<p>1.子会社株式</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子会社株式</td> <td>457,209</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。</p>	区分	貸借対照表計上額	子会社株式	457,209	<p>1.子会社株式</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子会社株式</td> <td>164,013</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。</p>	区分	貸借対照表計上額	子会社株式	164,013																
区分	貸借対照表計上額																								
子会社株式	457,209																								
区分	貸借対照表計上額																								
子会社株式	164,013																								
<p>2.その他有価証券で時価のあるもの</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資信託受益証券</td> <td>88,177</td> <td>103,000</td> <td>14,822</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				投資信託受益証券	88,177	103,000	14,822	<p>2.その他有価証券で時価のあるもの</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資信託受益証券</td> <td>84,642</td> <td>104,021</td> <td>19,379</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				投資信託受益証券	84,642	104,021	19,379
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
投資信託受益証券	88,177	103,000	14,822																						
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
投資信託受益証券	84,642	104,021	19,379																						
<p>3.当事業年度に売却したその他有価証券</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3.当事業年度に売却したその他有価証券</p> <p>該当事項はありません。</p>																								

（退職給付関係）

第31期（平成27年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	83,482
退職給付費用	4,041
退職給付の支払額	4,881
期末における退職給付引当金	<u>82,642</u>

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 4,041千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,175千円でありました。

第32期（平成28年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	82,642
退職給付費用	11,211
退職給付の支払額	14,467
期末における退職給付引当金	<u>79,386</u>

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 11,211千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,549千円でありました。

(税効果会計関係)

第31期 平成27年12月31日現在	第32期 平成28年12月31日現在
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払金否認	未払金否認
22,814	16,078
未払賞与・賞与引当金否認	未払賞与・賞与引当金否認
115,775	93,952
退職給付引当金否認	退職給付引当金否認
37,826	96,829
役員退職慰労引当金否認	役員退職慰労引当金否認
10,091	10,806
前受収益	前受収益
6,593	3,017
資産除去債務	資産除去債務
14,922	17,051
繰越欠損金	繰越欠損金
379,015	443,001
その他	その他
29,935	42,340
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
616,971	723,079
評価性引当額	評価性引当額
616,971	723,079
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
-	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
35.6%	30.9%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
3.8%	0.1%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	役員賞与等永久に損金に算入されない項目
249.7%	12.8%
住民税均等割	住民税均等割
14.5%	0.7%
評価性引当額	評価性引当額
192.1%	13.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正
21.8%	0.1%
その他	その他
1.1%	4.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
88.6%	0.7%

(セグメント情報等)

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日																												
<p>1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。</p> <p>2.関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託者 報酬</th> <th>運用受託 報酬</th> <th>その他営 業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客への 営業収益</td> <td style="text-align: right;">7,659,889</td> <td style="text-align: right;">1,385,463</td> <td style="text-align: right;">88,945</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域毎の情報 営業収益</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">8,128,229</td> <td style="text-align: right;">1,006,068</td> <td style="text-align: right;">9,134,298</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p> <p>有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客毎の情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>		委託者 報酬	運用受託 報酬	その他営 業収益	外部顧客への 営業収益	7,659,889	1,385,463	88,945	日本	その他	合計	8,128,229	1,006,068	9,134,298	<p>1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。</p> <p>2.関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託者 報酬</th> <th>運用受託 報酬</th> <th>その他営 業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客への 営業収益</td> <td style="text-align: right;">6,833,224</td> <td style="text-align: right;">651,654</td> <td style="text-align: right;">101,498</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域毎の情報 営業収益</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">7,238,883</td> <td style="text-align: right;">347,494</td> <td style="text-align: right;">7,586,377</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p> <p>有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客毎の情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>		委託者 報酬	運用受託 報酬	その他営 業収益	外部顧客への 営業収益	6,833,224	651,654	101,498	日本	その他	合計	7,238,883	347,494	7,586,377
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他営 業収益																										
外部顧客への 営業収益	7,659,889	1,385,463	88,945																										
日本	その他	合計																											
8,128,229	1,006,068	9,134,298																											
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他営 業収益																										
外部顧客への 営業収益	6,833,224	651,654	101,498																										
日本	その他	合計																											
7,238,883	347,494	7,586,377																											

（関連当事者情報）

第31期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	金銭の借入 *1	千USドル 700	短期借入金	千円 84,210

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *2	科目	期末残高 *2
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 250,895	持株会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *3	千円 707,116	未払費用	千円 78,403
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *4	千円 153,100	未収入金	千円 89,281
								委託調査費の支払 *5	千円 638,531	未払費用	千円 157,724
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	委託調査費の支払 *5	千円 517,417	未払費用	千円 51,974

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 借入金は500千USドル及び200千USドルの二契約であり、弊社の社内期末レートで表示しております。借入期間はそれぞれ平成27年7月1日から平成27年12月31日、及び平成27年3月26日から平成28年3月25日となっており、支払利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。尚、担保は差し入れておりません。
- *2 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *3 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

- *4 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *5 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第32期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	借入金の返済 *1	千USドル 700	短期借入金	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *2	科目	期末残高 *2
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 250,895	持株会社	-	-	経営管理 サービス契約	役務提供に対する対価支払 *3	千円 617,368	未払費用	千円 91,858
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *4	千円 119,446	未収入金	千円 79,008
								委託調査費の支払 *5	千円 723,295	未払費用	千円 730,618

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	委託調査費の支払 *5	千円 163,261	未払費用	千円 215,235
-------------	------------------------------	-----------	-------------------	--------	---	---	------------------------	----------------	---------------	------	---------------

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 借入金は500千USドル及び200千USドルの二契約であり、弊社の社内期末レートで表示しております。借入期間はそれぞれ平成28年1月1日から平成28年6月20日、及び平成28年3月26日から平成28年6月20日となっており、元本、支払利息共に満期時に支払われております。利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されておりました。尚、担保は差し入れておりません。
- *2 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *3 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *5 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日		第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	
1株当たり純資産額	37,017円74銭	1株当たり純資産額	23,621円77銭
1株当たり当期純利益金額	72円60銭	1株当たり当期純損失金額	13,284円83銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第31期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日		第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	
当期純利益	2,976 千円	当期純損失	544,678 千円

普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純利益	2,976 千円	普通株主に係る当期純損失	544,678 千円
普通株式の期中平均株式数	41,000 株	普通株式の期中平均株式数	41,000 株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 「受託会社」

名称及び資本金の額

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円（平成29年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 「販売会社」

名称及び資本金の額

株式会社三菱東京UFJ銀行 1,711,958百万円（平成29年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1) 「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1) 「受託会社」

該当事項はありません。

2) 「販売会社」

該当事項はありません。

参考情報 再信託受託会社の概要

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円（平成29年3月末日現在）

資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。
2. 請求目論見書には信託約款の全文を添付します。
3. 有価証券届出書「第二部 ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。また、「運用状況」については、データを更新して記載することがあります。
4. 目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。
 - (1) 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - (2) 投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元本が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨
 - (3) 証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨
 - (4) 当ファンドはわが国の株式等を主要投資対象とする旨、ならびに組入有価証券の価格下落や当該有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化等により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨
 - (5) 商品内容の重大な変更を行う場合には、事前に受益者の意向を確認する旨
 - (6) 信託財産は受託会社において分別管理されている旨
 - (7) 購入に際しては交付目論見書の内容を十分に読む必要がある旨
 - (8) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨

独立監査人の監査報告書

平成29年3月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

委託会社の平成27年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年3月16日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月26日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型>の平成28年12月13日から平成29年6月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型>の平成29年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成28年12月12日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年1月25日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月26日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株式ツインフォーカスファンド<安定成長型>の平成28年12月13日から平成29年6月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株式ツインフォーカスファンド<安定成長型>の平成29年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成28年12月12日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年1月25日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。